



さいとう まさむる 斉藤 守 県議会レポート

発行／自由民主党千葉県議会議員会

〒260-0855 千葉市中央区市場町2番13号 電話 043 (227) 7411

認可地縁団体
生活保護における扶養義務
家族 自衛隊 私学助成
大規模災害等発生時の対応

随所に目立つ不備、齟齬

憲法で明確に規定を

船橋市選出の斉藤守県議は、社会における正義と公正の実現に情熱を傾けています。2月定例県議会で一般質問に立ち、「認可地縁団体」「生活保護における扶養義務」「家族」「自衛隊」「私学助成」「大規模災害等発生時の対応」を取り上げて県執行部の考えを聞くとともに、それぞれに問題提起し、地方政治の立場から様々なひずみが生じている憲法を改正する必要があると訴えました。斉藤県議の質疑・意見と県執行部の答弁を特集します。



本会議で一般質問を行う斉藤守県議

2月定例県議会一般質問

認可地縁団体

斉藤議員 認可地縁団体制度はどのような経緯で作られたのか。また、その構成員の考え方はどうか。
総務部長 認可地縁団体

制度が設けられる以前は、自治会、町内会等の地縁団体が、権利能力を有することができず、不動産等は代表者等の名義で登記するしかありませんでした。このため、代表者の死亡や移転による名義変更などの際に問題が生じることが、少なからずありました。
このような状況を踏まえ、地縁団体が市町村長の認可により法人格を取得することで、不動産等を地縁団体の名義で登記することを可能にするために、この制度が設けられたと承知しています。

再質問

斉藤議員 法が定める、「構成員は個人単位で表決権一人一票」という原則は、現実的には不可能ではないか。
総務部長 地域の実情に応じて、世帯単位で意思決定を行うことが適当である事項については、地縁団体が規約に定めるところにより、表決権を世帯単位で一票とすることができるとされております。
斉藤議員 認可地縁団体の設立時には必ず構成員個人全員の名前が必要。そして

その後、死亡したり、移転して異動が生じても、実際にはいまいち名簿の変更をしていないケースがほとんどと聞く。

このような問題が生じるのは、法律があくまでも「個人」単位を原則として作られており、「世帯」を基本とした考え方になっていないからだ。そして、これは元をたせば、憲法上「個人」のみが主体とされ、「家族」や「世帯」という概念が定められていないからだと言える。

憲法違反にならないように作られた法律の不備を、各団体が定める「規約」によって実態にすりあわせ、やりくりをしているだけ。

これは何か変ではないだろうか。本来であれば、「個人」とともに、「家族」についても、社会生活を営む上での重要な概念として、憲法上規定し、実態に合った法にすべきと考える。

生活保護における扶養義務

斉藤議員 生活保護の申請にあたり、扶養義務者から扶養を求める根拠は何か。また、どのような者が扶養義務を負うことになるのか。
健康福祉部長 生活保護法では、民法に定める扶養義務者の扶養が、生活保護に優先して行われるものとされています。

主に、親、子、祖父母や孫などの直系血族と兄弟姉妹が、扶養義務を負うこと

となります。しかし国は通知で、扶養義務の履行を直ちに法律に訴えて強く求めることは避けるべきとしています。

問題提起

斉藤議員 扶養義務者とはつまり「家族」のことだが、憲法は個人の自由を保障する一方、「家族」のあり方について規定していない。そもそも、法や通知は憲法を乗り越えることはできないので、これでは法の趣旨を実現できないのではないだろうか。

「家族」や「親族」は、人間が生きていく上で最も根源的なつながり・単位であり、社会や行政といった、他人とのかかわりよりも強い紐帯で結ばれているはず。したがって、困ったときには、まずは家族で助け合うということが自然ではないだろうか。世界の国々の憲法を見ると、多くの国で、「個人」と並んで「家族」に関する条項が入っている。こうした家族について当たり前のことについて、わが国でも憲法の中ではっきり規定すべきだ。

斉藤守県議プロフィール

略歴

- 昭和51年3月 同志社大法学部卒
- 野中英二衆院議員秘書
- 船橋PTA連合会会長
- 平成11年4月 船橋市議初当選(3期)
- 平成23年4月 千葉県議初当選(2期)
- 文教常任委員会委員長

現職

- 県議会 健康福祉常任委員会委員長
- 自民党船橋市支部長
- 船橋市サッカー協会会長

●地元船橋市と県政についてのご意見、ご要望をお聞かせください。

斉藤 守 県議事務所

船橋市市場 5-1-21
(市場通り 青山病院前)
TEL.047-460-3110
FAX.047-489-1950

家族

斉藤議員 学校教育において「家族」についてどのよう

に教えているのか。

教育長 各学校において、例えば、家族への感謝の気持ちを手紙で伝えたり、家族それぞれの立場に立つて家族関係や家族の在り方について考えたりするなど、子供たちが家族の一員として、充実した家庭生活を築くことの大切さや、家族や家庭の重要性について理解するよう指導をしているところ

です。

再質問

斉藤議員 そもそも教育の基本について定める教育基本法では「家族」についてどのような規定をしているのか。

教育長 教育基本法では「家庭教育」については、保護者が子供の教育について第一義的責任を有すること、国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことなどが規定されているものの、「家族」そのものについての規定はございません。

問題提起

斉藤議員 教育基本法には「家族」について規定がないとのことだった。これも、そもそも我が国の最高法規

である憲法において、「家族」の規定がされていないからと考えられる。

人間が生活していく上で最も自然で基本的な単位である「家族」について、憲法上あるいは教育基本法上規定されないまま、未来を担う子供たちに家族のあり方を教えるというのも、いかなものだろうか。

家族のあり方が多様化して、子供たちが様々な家庭環境で育っている今こそ、家族について憲法の中で明記すべきだと思う。

自衛隊

斉藤議員 県立高校において、日本国憲法と自衛隊との関係についてどのように教えているのか。

教育長 学習指導要領

解説の公民編では、「我が国の防衛や国際社会の平和と安全の維持のために自衛隊が果たしている役割など我が国の防衛や国際社会の平和と安全に関する基本的事項について、広い視野に立つて考察させる」とされてお

り、各学校ではこれを踏まえた指導を行っているところ

問題提起

斉藤議員 国の最高法規である憲法について、しかも自衛隊の存在という根本的な問題について、現在、相反する2つの解釈が存在している。

国民の生命・財産を守るために、そして国際社会の平和と安全のために、自らの命を懸けて働いている自衛隊員が厳然として存在するにもかかわらず、一

方の解釈に立てば、彼らの存在は憲法違反とされかねない。

今や国民の多くが認めている自衛隊について、教育現場の混乱を招かないようにするためにも、また実態に合わせる意味でも、そろそろ憲法上、はっきりと位置づけるべきではないだろうか。

私学助成

斉藤議員 県が行っている私学助成の根拠は何か。また、私学助成と憲法第89条との関係はどう整理されているのか。

総務部長 県では、国や地方公共団体が学校法人に補助金を支出できる旨を定めた「私立学校振興助成法」に基づき、私学助成を実施しています。

問題提起

私学助成と憲法第89条との関係については、憲法制定後に「公の支配」に関するさまざまな議論があったものの、昭和24年の私立学校法、昭和50年の私立学校振興助成法の制定により、私立学校に公的助成を行うことの憲法上の疑義は解消したとされている旨、承知しています。具体的には、これらの法律において、助成を受けた学校法人に対し、所轄庁は、業務や会計に関する報告徴収及び質問検査権、予算変更の勧告権、役員

の解職勧告権等を有することが規定され「公の支配」の法的な要件が整理されているところ

大規模災害等発生時の対応

再質問

斉藤議員 大規模災害に対応するため、緊急的に国民の権利を制限せざるをえないような事態が発生した場合、どのように対応するのか。

防災危機管理部長 災害対策基本法では、非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉

本来、それぞれが独自の建

学、それが独自の建学の精神を掲げる私立学校に対して、国や地方公共団体が一定の関与をすることを「公の支配」と呼ぶのは、不自然な感じがしないだろうか。関与どころか、管理監督さらには文字通りもつと強力に「支配することすら許容するかなような表現に改めればすむ話だ。

だ。

これは、そもそも「公の支配」が、憲法89条に違反しないための要件であることから、この概念をそのまま使つて解釈しているにすぎず、憲法上「公の支配」という文言を、実態に即した、もつと国民に分かりやすい表現に改めればすむ話だ。

に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、生活必需物資の譲渡制限や配給等の必要な措置を講ずることができるとされている

が、緊急事態に国民の権利を制限せざるをえないような事態が発生した場合、どのように対応するのか。

斉藤議員 災害対策基本法に、内閣総理大臣による災害緊急事態の布告の規定があるので、想定を超えるような大規模災害が発生し

でも大丈夫ということだと思

しかし、東日本大震災の際にも、この規定はあった。ありはしたが、当時の菅総理大臣は、財産権や移動の自由など、憲法上の国民の権利を制限することになることから躊躇し、結局発令しなかった。もし発令されていれば、もつと多くの人命が救えたかもしれない。

あの時、発令すべきだったかもしれないこの布告を、時の総理大臣にためらわせたのは、憲法上、緊急事態条項がないことだった。こうしたことが二度と起きないよう、緊急事態に関する様々なルールを、法律だけでなく、憲法上も明確にしておく必要があるのではないだろうか。

問題提起として国会が発議するよう求めることは、政治に携わる者の使命ではないだろうか。

問題提起として国会が発議するよう求めることは、政治に携わる者の使命ではないだろうか。

緊急事態の条項を

憲法改正と聞くと、なんとなく議論すること自体がはばかられ、国政に関することだけに国に任せておけばいいと考えがちだ。しかし、憲法があるべき姿になつて

問題提起として国会が発議するよう求めることは、政治に携わる者の使命ではないだろうか。

ひずみ解消へ憲法改正論議を

世の中にするためにも、憲法を改正する必要があるのではないだろうか。森田知事、ぜひ、全国知事会等を通じて、国に対して議論をし、発議するよう要望していただきたいと思う。